

地域安全安心ステーション

「地域安全安心ステーション」モデル事業とは

平成16年6月、警察庁は、『「犯罪に強い地域社会」再生プラン』を策定した。このプランは、市町村や消防と連携しながら地域住民の行う自主防犯活動を支援し、地域社会の治安回復を目指すための総合的な施策である。

これにより、平成17年度から、地域住民が活動拠点を設置して行う自主防犯活動を、警察が消防・学校・市区町村と連携して支援する「地域安全安心ステーションモデル事業」が実施されており、毎年多くの地区(平成21年3月現在800地区)が選定され、支援を受けている。支援の目的は、地域における自主防犯活動の活性化と拡大を図ることであり、支援の具体的内容は、地域安全情報の提供・防犯講習・防犯訓練・警察との合同パトロールの実施・防犯パトロール用品の無償貸与等である。

○類似事業：地域安心安全ステーション事業

名称は非常によく似ているが、「地域安全安心ステーション事業」が警察庁主体であるのに対し、「地域安心安全ステーション事業」は総務省消防庁が主体となっている。その機能は「地域における防災活動拠点として、自主防災組織相互の連携、及び関係団体とのネットワーク化を目的とするもの」であり、警察庁の事業内容とは異なる。ただし、両事業とも警察庁と消防庁が連携・協力して推進している。

事業実施地区として選定・支援を受けるには

事業実施地区は、都道府県警察の推薦に基づき、警察庁が選定する。各都道府県警察は、事業実施地区の推薦に当たり、公募を実施する。公募は、例年2月頃に、警察庁から各都道府県警察を通じ、ホームページやチラシ等により実施される。事業への参加を希望する場合は、警察庁や各都道府県警のホームページをチェックするか、最寄りの警察署の生活安全課に問い合わせるとよい。

選定基準としては、1小学校区程度の範囲を原則とし、地域住民のコミュニティとして継続的な活動

が見込まれる単位であることや、候補地区内において、自主防犯活動に用いる資機材を保管し、自主防犯活動に取り組む地域住民が集合できるなど、自主防犯活動の拠点となる地域安全安心ステーションとして活用可能な施設(公民館、消防団拠点等公的施設、空き家、空き店舗等のほか、利用可能な交番・駐在所のコミュニティルーム等)を確保(地域住民・ボランティア団体が管理)していることなど、いくつかの基準が挙げられている。これら詳細についても、最寄りの警察署への問い合わせが必要である。

◆地域安全安心ステーション

安全・安心のための自主的活動の拠点としての機能

- ① 安全安心パトロールの活動拠点
 - ・ 公民館、消防団拠点等を活用した施設設備
 - ・ 自主防犯活動用資機材等の優先配備
- ② 安全安心情報の集約・発信拠点
 - ・ 安全安心マップの作成
 - ・ 安全安心情報の電子掲示板の運営
 - ・ 防犯協会の設置
- ③ 安全安心のための自主防犯活動の参加拡大拠点
 - ・ 地域住民が気軽に参加できる支援
 - ・ 各種講習会、防犯指導等の利用、参加の拡大
(「警察庁 自主防犯ボランティア活動支援サイト」より)

「地域安全安心ステーション」推進事業の効果

警察庁は、平成22年3月に「地域安全安心ステーション」推進事業に関する意識調査の結果を発表している。これによると、「地域安全安心ステーション」を拠点に活動している団体の構成員は、活動に参加することで、「知り合いが増えた」「感謝されるようになった」など、地域との関係が強くなったと感じている人が多いことがわかっている。

また、これに対し周辺住民の多くが、防犯ボランティア活動は「不審者の出没減少」「子どもたちの安全確保」等に効果があると考えており、活動を高く評価しているという結果となっている。